

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ブラウン管式のもの</p> <p>ロ 液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（<u>いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの</u>に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）並びにプラズマ式のもの</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ブラウン管式のもの</p> <p>ロ 液晶式のもの（<u>電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの</u>に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの</p> <p>三・四 （略）</p>